

第2回千葉市新基本計画審議会 議事録

1 日 時：平成23年2月2日（水） 10：00～12：00

2 場 所：オークラ千葉ホテル 3階「エリーゼ」

3 参 加 者：《委員》32名（開会時31名）

東 秋沙委員、池田雅一良委員、池谷美佐子委員、伊勢田政員委員、
伊藤佳世子委員、伊東 正委員、岩崎久美子委員、宇佐見一夫委員、
大澤克之助委員、大高 幸委員、岡本眞一委員、小河原俊夫委員、
海宝周一委員、金谷善治委員、上関知子委員、岸岡泰則委員、
木村雅英委員、黒岩亮子委員、櫻井嘉信委員、猿田寿男委員、
高山功一委員、辻 琢也委員、轟 朝幸委員、鍋嶋洋子委員、西山未真委員、
花澤和一委員、春川順市委員、藤本俊男委員、細谷久美子委員、松本健一委員、
御園愛子委員、依田俊治委員

（欠席者：宇梶光久委員、鶴澤富士夫委員、斉藤元治委員、重村 旦委員、
長島勝平委員、広井良典委員、古山陽一委員、村木美貴委員）

《市出席者》24名

藤代副市長、徳永副市長、武田教育次長、宮野会計管理者、今井総務局長、
宮下総合政策局長、平賀財政局長、鈴木市民局長、中西保健福祉局長、
河野こども未来局長、大野環境局長、渡部経済農政局長、藤平都市局長、
清水建設局長、安川消防局長、田野議会事務局長、花島中央区長、
藤沼花見川区長、弓削田稲毛区長、岩成若葉区長、大曾根緑区長、
小池美浜区長、吉野水道総務課長、大木市長公室長

《事務局》9名

中村総合政策部長、片桐市民自治推進部長、原政策企画課長、佐々木課長補佐、
白井主査、堺主任主事、酒井主任技師、野澤主任主事、大坪主任主事

4 議 題

(1) 千葉市新基本計画審議会答申（案）について

(2) その他

5 議事の概要

(1) 千葉市新基本計画審議会答申（案）について

千葉市新基本計画審議会答申（案）について、事務局から説明した後、委員全員で意見交換し、各意見の取扱いを決定した。また、審議内容を基にした答申（案）の一部修正の方法について、社会長から説明し、了承された。

(2) その他

答申の日程等について、会長から説明し、了承された。また、議事録の確認方法について、事務局から説明し、了承された。

6 会議経過

1 開会

【原政策企画課長】

大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただいまより、第2回千葉市新基本計画審議会を開催させていただきます。

本日の会議につきましては、新基本計画審議会設置条例第5条第2項により、委員の半数以上の出席が必要でございますが、本日は委員総数40名のところ、31名の委員にご出席をいただいておりますので、会議は成立しておりますことをご報告申し上げます。

2 議題

(1) 千葉市新基本計画審議会答申(案)について

【原政策企画課長】

それでは、お手許の次第にしたがいまして、会議を進めさせていただきます。

社会長、よろしくお願いいたします。

【社会長】

はい。それでは本日は全体の第2回目の会議ということで、今回の会議で審議会全体としての答申をまとめたと思っております。

はじめに、昨年8月25日、市長から新基本計画の諮問を受けた後、4つの部会におきまして、ご多忙中にも関わらず活発に議論を行っていただきまして大変ありがとうございました。また、各部会の議論のとりまとめにつきまして、各部会の部会長さん、副部会長さんにおかれましては、多大なご尽力をいただきまして、重ねて御礼申し上げます。

それでは、これより議題に入らせていただきます。

はじめに、議題の(1)千葉市新基本計画審議会答申(案)についてであります。これは各部会の答申(案)をとりまとめた全体としての答申(案)ですが、これから事務局から説明、読み上げをしていただき、その後、その案について審議を行い、審議会としての答申をとりまとめるという手順でいきたいと考えております。最初に市基本計画の第1章から第3章まで、続きまして第4章の方向性ごと、次に区基本計画、そして最後に、まとめとしての前文と、それぞれ区切って進めていきたいと考えております。事務局からは確認の意味も含めまして、答申(案)の読み上げをお願いしたいと考えております。

今回の答申(案)につきましては、基本的に各部会から出されたものをそのまま集めたものになっております。前文のみ今回新たに提示するものになっておりまして、基本的にはみなさんにそれぞれ合意いただいたものを、これから提示するということとなりますが、全体で認識を共有することと、改めて確認をするということで、読みあげていただくことにいたします。

これまで、各部会におきまして、なるべく少数意見も含めて、答申に記載することで合意したものは載せていくということで、全体のとりまとめを図ってきましたが、本日は、合意が得られているこの答申(案)の文章の削除や修正等につきまして、全員の総意をもって決定することにしたいと思います。したがって、今回新たにご提案いただいても、みなさんから異論がなければ、そのまま修正として盛り込みたいと思いますが、それに対してお一人、お二人でも強い反対

意見がある場合は修正はしない、ということであります。

それでは、事務局から説明をお願いします。

【中村総合政策部長】

総合政策部長の中村でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、お手許の会議資料の4ページをお開きいただきたいと思ひます。

この答申（案）のとりまとめにあたりましては、今、社会長さんからお話がありましたが、各部会からいただきました答申（案）を、計画原案の構成に則り再度整理しております。それでは、6ページをお願いしたいと思ひます。まず、この答申（案）全体についてですが、いただいたご意見の数は全体で221項目でございまして、6ページからの第1章から第3章までに係るご意見の数が、28項目でございまして、それでは、答申（案）について読み上げさせていただきたいと思ひます。

「市基本計画（原案）の「総論（第1章～第3章）」

1 第1章から第3章のストーリー性について、以下の観点から、より明確に伝わるように工夫されたい。

- (1) 計画の大きな前提である、超高齢社会や人口減少社会への対応方針を明確に記述すること。
- (2) 千葉市の個性や存在感を打ち出す、印象的で市民が共有できる「まちづくりのコンセプト」を設定し、未来に明るい展望を持てる記述とすること。
- (3) 第3章「2 まちづくりの方向性」「3 実現すべきまちの個性」など、抽象度の高い部分について、千葉市ならではの地域資源などの例示を入れ、記述の具体性を高めること。
- (4) 市民ワークショップや市民1万人アンケート、庁内ワーキンググループなど、これまでの取組みから得られた課題や方向性を活かし、記述を充実させること。
- (5) 課題認識に関する記述の整理や各項目の関係性の明確化など、各章の論理的なつながりを向上させること。
- (6) 平易かつ適切な文章やデータを用い、市民にとってわかりやすい記述とすること。」

[その他の意見] といたしまして、

- 「(1) 財政状況に関する基本認識について、基本計画との関連性をより明確に記述すること。
- (2) 財政状況に関する基本認識について、都市基盤整備の意義についても記述すること。
- (3) 財政状況に関する基本認識について、市民主体のまちづくりの観点から、あくまでも「認識しておくべき項目」ととどめること。
- (4) 効果的・効率的な行政運営について、市民主体のまちづくりの観点から、行政改革と財政健全化に関する記述を整理すること。
- (5) 効果的・効率的な行政運営について、課題への対応の考え方を記述すること。
- (6) 最重要課題である市民参加・協働について、市民に理解していただけるよう、より明確に記述すること。」

2 といたしまして、

「目指すべき都市の構造について、以下の観点から、方向性がより明確に伝わるように工夫されたい。

- (1) 集約型都市構造について、基本的なコンセプトや計画期間中の取組みの考え方を明確に

記述すること。

- (2) 市民の生活実態や将来への不安などを踏まえ、生活機能拠点や郊外部などのまちづくりに関する問題提起や方向性について、記述の具体性を高めること。
- (3) 幕張新都心における海辺の親水性の向上や、各都心の連携の強化など、千葉都心・幕張新都心・蘇我副都心の3都心に関する記述を充実させること。
- (4) 長期的な観点から、ビジョンとして既存のインフラの発展可能性を重視した記述とすること。
- (5) 首都圏における、また県都としての広域的な役割に関する記述を充実させること。」

3といたしまして、

「行政のあり方と多様な主体との関係について、以下の観点から、内容を整理するとともに、記述の充実について工夫されたい。

- (1) 市民から納得が得られ、かつ概念的にも整理された関係となるよう整理すること。
- (2) 地方分権を背景とした都市間競争など、各主体の参画・連携の背景や必要性について記述すること。
- (3) コーディネイト機能の強化について、役割分担の中でより明確に記述すること。
- (4) 市民を中心とした多様な主体の経験の蓄積に伴う能力の向上を含め、役割の明確化と記述の具体性を高めること。
- (5) 行政の主体性や戦略性に関する記述を充実させること。
- (6) 多様な主体との連携の前提となる、情報公開や情報提供に関して記述すること。」

[その他の意見] でございます。

「(1) まちづくりを支える力を具体化する「市民に期待される行動」や「参加と協働の母体」を示すことが重要であり、分野別計画での記述を検討すること。

(2) 国や県との調整など、市の段階で解決できない課題への対応について記述すること。」

4といたしまして、

「以下の取組みについて、全体のストーリー性や分野別計画との関係を踏まえながら、記述の充実について工夫されたい。

- (1) 超高齢社会においてさらに重要となる、保健・医療・福祉に関する取組みや、障害者のアクセス権、心のバリアフリーに関する取組み。
- (2) 市民生活の土台であり、計画の推進にあたり重要な、雇用の確保や、産業の振興など地域経済の活性化に関する取組み。
- (3) 生涯学習の支援や、超高齢社会に対応した情報の提供・共有に関する取組み。」

以上でございます。

【社会長】

はい。ありがとうございました。それでは、この第1章から第3章にかかる答申（案）につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【大高委員】

非常に細かいことで申し訳ないですが、8ページの4の(1)の「障害者のアクセス権」のところで、私たちは「障害者」という言い方はしなかったと思います。今、国際的にも障害者というレッテルを貼らないという方向で、原案の方でも「障害のある人」「障害を持つ人」という言い

方をしていただいているので、この審議会でもぜひ、答申（案）の他のページにもありますが、「障害者」という言い方をしているところを「障害を持つ人」などに改めていただければと思います。非常に細かいことで恐縮ですが、尊重の度合いということもありますので、よろしく願いいたします。

【社会長】

ただいまの点、事務局いかがですか。

【中村総合政策部長】

はい。ご意見の通り修正させていただきたいと思っております。ありがとうございました。

【社会長】

はい。みなさんに異論がなければ、ただいまの表現については、ご提案の通り修正することで、今読み上げた部分に限らず確認しなければなりません。この答申（案）全般で修正するというのでよろしいですか。異議のある方はいらっしゃいますか。

【委員一同】

（異議なし）

【社会長】

はい。それでは、そうさせていただきます。ありがとうございます。

それでは、その他いかがでしょうか。

【春川委員】

何か所か、[その他の意見] というのが出ていますが、[その他の意見] とはどのような性質のものかという説明が全然ありません。特別に [その他の意見] として括らなければならない性質があるならば、それは説明すべきだし、特別な理由がないのであれば、わざわざ [その他の意見] として括る必要はないのではないかと思います。

【社会長】

なるほど。これは、事務局いかがですか。

【原政策企画課長】

総論部会の中で意見集約ができた部分が [その他の意見] 以外の部分でございまして、[その他の意見] の部分については、意見集約という形にはなりませんでした。意見がありましたので両論併記も含めて残しておく形で整理させていただいたところでございます。

【社会長】

そうですね。だから違いはありますが、この表記だけだと、今のことが少しわかりづらいかもしれないということですね。

【小河原委員】

そのことにも若干絡んでしまうのかもしれませんが、6ページの [その他の意見] のところの（1）と（3）の関係ですが、（1）には、「財政状況に関する基本認識について、基本計画との関連性をより明確に記述すること」と書いてありまして、（3）では「あくまでも「認識しておくべき項目」ととどめること」ということで、まさにここは両論併記の話がされています。両論併記の話はわからなくはないですが、答申書は、これを許されると、すべてのところに両論併記となり、ボリュームが相当量になってしまうのではないかと思います。特に（1）と（3）については、私は部会に入っていなかったものですから、できれば議論の経過を聞かせていただいて、

場合によっては、このところをどうするのかについて、みなさんで意見を出していただければよろしいかと思うのですが、いかがでしょうか。

【社会長】

はい、事務局いかがですか。

【中村総合政策部長】

はい。6ページの[その他の意見]につきましては、今、委員さんからお話がありました通り、部会において両極端のご意見が出て、これについての集約ができないのですが、部会の中でいただいたご意見であり、そのまま載せていますので、取扱いにつきましてこの場でご議論いただければ、われわれとしてもありがたいところでございます。以上でございます。

【社会長】

はい。これは骨格に関わる重要なところでして、この6ページの[その他の意見]の(1)(2)(3)というのは、共通項がないわけではないし、この3つを同時に満たすということは可能なことではあるのですが、運営のしかたによっては(1)と(2)の関係、それから(3)の基本的な認識など、温度差があるのは事実です。それぞれ意見がありまして、全く正反対のことを言っているわけではない。それから、これからの都市整備のあり方、今後の財政に対する重視のしかたなどは、もう少し具体的な財政フレームが、毎年度の予算の中で具体化されて初めてわかるようなところもありますので、それぞれ市民の中には、この認識について共通点もありますが、少し異なるニュアンスの認識もあるということをもそのままこの答申に記載しています。ですから、ここで改めてどれか1本に認識を集約できれば、集約しても良いかもしれませんが、総論部会から少し時間が経ちましたので、それぞれ認識が変わっているかもしれませんし、基本的に変わらなければ、この記載が現時点での最大集約というところでした。

改めていかがでしょうか。より踏み込んで集約すべきだという意見がありましたら、お出しただいただければと思います。他の委員の方、いかがですか。

それでは、今ご発言いただきました委員の方、改めてどうでしょうか。もう少し集約すべきでしょうか。

【小河原委員】

そうであれば、今会長さんが言われたような集約したコメントとして、誤解のないような形で[その他の意見]のところに、3つをまとめるような前文を少し付け加えたら、よりわかりやすくなるかと思います。ただ、それが許されるのかどうかわかりませんが。

【社会長】

先程、冒頭にありましたように、単に[その他の意見]と書いているだけだと、[その他の意見]の意味が少しわからないですね。それから、改めまして、全般的な認識では一致していますが、より踏み込んでいくと重点の置き方が少しずつれるので、この3つの併記になりました。そここのところは、全体の部分の[その他の意見]の書き方について、意味をわかりやすくすることと、共通で認識できている部分と異なっている部分がもう少しわかりやすい記述の形態にすることです。ここで成文して文章を読み上げれば良いのですが、今すぐはできませんので、この趣旨で、この部分と[その他の意見]の書き方を共通に修正することにしたいと思いますが、いかがでしょうか。ご異議ある方はいらっしゃいますか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

よろしいですね。それでは今の方向で修正をさせていただきたいと思います。

それでは、この他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ここは総論で、最後に行います前文のところは、いわば全体のとりまとめになっておりまして、ご意見を出すのを忘れたことがありましたら、前文を扱う段階でもう一度最後におうかがいしたいと思います。

それでは次に、第4章、分野別計画の9ページの1「各方向性に共通する内容について」にかかる答申(案)について、事務局からお願いいたします。

【中村総合政策部長】

はい。それでは9ページをお願いいたします。

「分野別計画(第4章)」1の各方向性に共通する内容について、ここは7項目ございます。

「(1)主体間の関係性や地域コミュニティの強化、学生と地域との連携など、まちづくりに携わる各主体が果たすべき役割について、わかりやすい構成・表現により、記述を充実すること。

(2)「まちづくりを支える力」の内容について、まちづくりの主役は市民であり、行政は、仕組みや場所を提供するとともにコーディネートを行う役割であるという前提に立ち、子どもや高齢者を含む市民の力の育成・活用という観点から実態を踏まえ、より明確に記述すること。

(3)「現状と課題」について、現状とその原因、そしてあるべき姿と課題という流れで内容を整理するとともに、「施策の展開」との整合を図ること。

(4)「施策の展開」について、「現状と課題」との整合を図るとともに、例示を挙げるなど、より具体的に記述すること。

(5)先進的な取り組みやモデル的な取り組みを含め、可能な範囲において、記述の具体性を高めること。

(6)複数の政策分野に関連する内容について、相互のつながりがわかるように工夫すること。

(7)記述内容を精査し、適切な文章表現により、内容の向上を図ること。」

以上でございます。

【社会長】

はい。それでは、この部分についてご意見のある方、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

それでは次に、9ページから11ページの方向性1にかかる答申(案)につきまして、事務局からお願いします。

【中村総合政策部長】

はい。それでは9ページの下段2、方向性1「豊かな緑と水辺を活かした、自然とともに生き

るまちへ」についてでございます。ここにつきましては、20項目のご意見をいただいております。

- 「(1) 方向性1のうち、自然資源の利活用について、市民の日常生活における、関わり方がイメージできるような記述とすること。
- (2) 方向性1のうち、自然環境に関する部分について、財政状況を考慮し「少ない経費で実現可能な取組みを推進する」という観点で記述を充実すること。
- (3) 1-1「豊かな自然を守り、はぐくむ」について
 - ア 地域の農地を緑としてとらえる記述を追加すること。
 - イ 市街化調整区域の適正な運用に関する記述を追加すること。
 - ウ 農地・里山・山林の確保と、市街地の緑の回復の両面を意識した記述を充実すること。
 - エ 1-1-1「緑と水辺の保全と活用」について
 - (ア) 農業の多面的機能の数値化や許認可の緩和、担い手の不足など、農業の維持に関する記述を追加すること。
 - (イ) 谷津田や里山の保全の担い手に関する記述を追加すること。
 - (ウ) 花見川を含めた河川の活用に関する記述を追加すること。
 - オ 1-1-2「にぎわいのある海辺の創出」について
 - (ア) 人工海浜の、資源としての性質（自然資源・観光資源）を明確化すること。
 - (イ) 幕張新都心のウォーターフロントやいなげの浜、検見川の浜など、市民や市外からの来訪者が親しめる海岸線の活用に関する記述を充実すること。
 - (ウ) イベントの開催など、ソフト面の取組みに関する記述を充実すること。
- (4) 1-2「緑と花のあふれる都市空間を創る」の「施策の展開」について、公園緑地の維持管理に関する「施策」を別立てで記述すること。
- (5) 1-3「環境問題への対応を総合的に進める」について
 - ア 1-4「環境に配慮した低炭素・循環型社会を創る」との統合を含め、内容を整理すること。
 - イ 1-3-2「環境保全・創造活動の促進」について
 - (ア) 産業廃棄物などの不法投棄の防止や対応に関する記述を追加すること。
 - (イ) まちなかの景観を捉えた環境保全に関する記述を追加すること。
- (6) 1-4「環境に配慮した低炭素・循環型社会を創る」について
 - ア グラフ「温室効果ガスの総排出量」の削除を含めて、内容を再考すること。
 - イ 街区レベル・地区レベルにおける再生可能エネルギー・未利用エネルギーの活用に関する記述を追加すること。
 - ウ 1-4-1「低炭素社会の実現に向けた取組みの推進」について
 - (ア) 公用車の低公害車への買い替えなど、自動車交通に起因する温室効果ガスの削減に関する記述を充実すること。
 - (イ) 公共交通への転換も含めた自動車交通の整流化や、排気ガスが滞留する地区における空地の確保・高層建築物の規制などに関する記述を追加すること。
 - (ウ) 低炭素社会の構築に向け、地域冷暖房の活用など、考えられる全ての取組みについて考慮することなどの記述を追加すること。」

以上でございます。

【社会長】

はい。それでは、この方向性1にかかる答申（案）につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

【委員一同】

（異議なし）

【社会長】

それでは次に、11ページから13ページの方向性2にかかる答申（案）につきまして、事務局から説明をお願いします。

【中村総合政策部長】

はい。それでは11ページでございます。

3 方向性2「支えあいが安らぎを生む、あたたかなまちへ」についてでございます。ここにつきましては、38項目のご意見をいただいております。

「(1) 方向性2全般について、わかりやすく、人にやさしい保健・福祉・医療という観点から記述を充実すること。

(2) 方向性2の「基本方針」について、総合的に地域福祉活動を充実させる枠組みや人材育成・確保などの観点から、記述を充実すること。

(3) こどもを産むことへの支援について、2-1の施策との関係を整理し、2-1または2-2のいずれかに記述を追加すること。

(4) 2-1「健康で活力に満ちた社会を創る」について

ア 「現状と課題」について、歯科的な健康に関する記述を充実すること。

イ 医薬品の適正使用に関する記述を追加すること。

ウ 労働環境面からの健康づくり、保健医療サービスに関する記述を追加すること。

エ 保健医療体制の確立に向けた医師・看護師を含む人材確保に関する記述を充実すること。

オ 安心して出産できる体制の整備に関する記述を充実すること。

カ 2-1-2「医療体制の充実」について

(ア) 救急医療の充実に関する記述を追加すること。

(イ) かかりつけ歯科医の推進に関する記述を追加すること。

キ 2-1-3「食の安全と環境衛生の推進」について

(ア) 「千産千消」の推進など、食の安全の確保に関する記述を充実すること。

(イ) 事業者による自主管理体制の構築に向けた情報提供や経済的支援に関する記述を充実すること。

(5) 2-2「こどもを産み、育てやすい環境を創る」について

ア 子育てに係る千葉市の理念に関する記述を追加すること。

イ 「現状と課題」について

(ア) こどもが地域社会の中で育つことの重要性に関する記述を充実すること。

(イ) 労働環境やワーク・ライフ・バランスの観点からの「仕事と家庭生活の両立支援」に関する記述を充実すること。

ウ ワクチンギャップの解消に向けた、子育て世代への支援の充実に関する記述を追加する

- こと。
- エ 「家庭の教育力の低下」に関する記述について、家庭だけの責任と受け取られることのないように地域との関係などから表現を工夫し、また、教育関係者による支援の視点から記述を充実すること。
- オ 福祉と教育の関連性を踏まえた、公民館、図書館、美術館、科学館など教育関連施設の活用に関する記述を追加すること。
- カ 2-2-1 「子育て支援の充実」について
- (ア) タイトルについて、施策の内容を踏まえた、より適切な表現へ変更すること。
 - (イ) 幼保一元化などを見据えた先進的な取組みに関する記述を追加すること。
 - (ウ) 待機児童の解消に関する記述を追加すること。
 - (エ) 病児保育の充実に関する記述を追加すること。
 - (オ) 生涯学習センターの活用など、学習支援の観点からの子育て不安の解消に関する記述を追加すること。
 - (カ) 人材の確保に関する記述を追加すること。
- キ 2-2-2 「こどもの健全育成の推進」について
- (ア) 「地域におけるこどもの居場所」について、18歳未満のこどもが対象であることが明確となるような記述を追加すること。
 - (イ) 障害や病気のあるこども、社会的養護が必要なこども、親が病気のこどもなども対象に含まれることが明確となるような記述を追加すること。
 - (ウ) 虐待児童の一次居住場所の確保や、早期発見・保護、継続的な支援に関する記述を充実すること。
- (6) 2-3 「ともに支えあう地域福祉社会を創る」について
- ア 行政など公的機関の専門性や、地域住民・NPO・ボランティアなど地域の担い手との関係に関する記述を充実すること。
 - イ 地域の活動を結び付ける主体の育成や支援など、行政の役割に関する記述を充実すること。
 - ウ 「地域で支援が必要な人への対策」、「地域住民の福祉の担い手としての育成」及び「行政などと地域住民との連携」という三つの視点から内容を整理すること。
 - エ 地域福祉計画など、個別部門計画との連携に関する記述を追加すること。
 - オ 一次居住場所の確保や就労支援など、DV、ストーカー等の被害者保護に関する記述を追加すること。
- (7) 2-4 「高齢者が心豊かに暮らせる長寿社会を創る」について
- ア 元気な高齢者の活用など、明るく積極的な表現による記述を充実すること。
 - イ 「現状と課題」について
 - (ア) 一人暮らしの高齢者などの生活実態の把握に関する記述を充実すること。
 - (イ) 福祉人材の確保・定着に関する記述を充実すること。
- (8) 2-5 「障害のある人が自立して暮らせる共生社会を創る」について
- ア 「心のバリアフリー」に関する、具体的な取組みを踏まえた記述を充実すること。
 - イ 2-5-3 「就労支援と社会参加の促進」について、福祉と教育の連携による取組みに

関する記述を追加すること。

ウ 様々な活動において、障害のある方と障害のない方との交流を図る観点からの記述を充実すること。」

以上でございます。

【社会長】

はい。それでは、ただいまの部分につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。先程の障害のところは、「障害のある人」と「障害のある方」という言い方を両方使っていますね。はい、お願いします。

【伊藤委員】

(4) のカの (イ) の項目について、「かかりつけ歯科医の推進に関する記述を追加すること」とありますが、これはとても大切なことですが、歯科医に特化することなく、かかりつけ医の推進に関する記述を追加するということではいかがでしょうか。ここで歯のことだけを強調するのは、少し違和感がある気がしました。

【社会長】

はい。では事務局をお願いします。

【中村総合政策部長】

はい。今のところにつきましては、原案にかかりつけ医についての記述がありますが、かかりつけ歯科医というものも必要だという観点からのご意見をお出しいただきましたので、このような記述をさせていただいているところです。

【社会長】

ご意見としては、かかりつけ医を考えた時に、改めて歯科医だけ明記して入れることはないのではないかとということですね。その時の経過につきまして、部会長さんからご意見をいただけますか。

【池谷委員】

先程事務局の方からもご説明がありましたように、追加というお話があったと思います。かかりつけ医という言葉が消えているという意味ではないと認識して承っておりました。

【社会長】

みなさん、いかがでしょうか。はい、お願いします。

【依田委員】

おそらく、広く歯医者さんも含めて「医者」という概念と、「歯科医」と「医者」という狭い意味の解釈の違いだろうと思います。おそらく原案では、「かかりつけ医」という言葉を、内科などの医者や歯医者さんを包含した意味で書いたのではないかと思います。そこの定義をしっかりとすれば、それほど難しい話ではないと思います。

【社会長】

難しい話ではないと。はい、どうぞ。

【藤本委員】

先程ご説明のあった通りです。「かかりつけ医」という表現に止まっておりまして、その中の項目を読ませていただきますと、確かに広い意味での「医」と細かい部分での「歯科医」という捉え方があるわけですが、「歯と口の健康」という捉え方をより具体的にわかっていたきたいとい

う意味合いがありまして、「かかりつけ医およびかかりつけ歯科医」ということで述べさせていただきました。ですから、私の立場からすれば、当然歯科医を入れていただければありがたいと思います。

【社会長】

はい、どうぞ。

【花澤委員】

部会が違うため、このところで、「歯科医」というのが必要だと議論された背景がよくわからないので、もし可能であれば、なぜ歯と口の健康について追記するという意見が出たのかを教えてくださいいただければと思います。

【社会長】

先程同じような説明がありましたが、もう少し角度を変えて今の説明を更に聞くと、部会に参加していない人はわかりやすいと思いますので、事務局いかがですか。

【原政策企画課長】

藤本委員からもお話がありましたように、原案では「かかりつけ医など」という言葉の「など」の中に、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局といったものも含めて記述しておりますが、藤本委員から、やはり「かかりつけ医、かかりつけ歯科医」と強く記述した方がわかりやすいのではないかというご意見がございまして、このように追加するべきではないかと部会でまとめていただいたという経緯がございます。

【社会長】

「かかりつけ医」の中に含めて最初から記載していると理解していれば良いのですが、どうでしょうか。改めてこの記述だけ見て、歯科医が入っていると少しきつく印象に残るかもしれないですね。はい、どうぞ。

【小河原委員】

実は、私も先程文章を読んでいただいた中で、1か所だけ線を付けたのがこの部分です。ただ正直申しあげまして、医者の世界がどういう分類になるかわかりませんが、一般的に通常の医者とは歯医者さんがわかれるのであれば、私は良いのですが、「医者」というとすべてを包含するのが世の中の認識だとすると、歯医者さんだけをなぜ書くのかという議論になると思います。だからここがポイントだと思います。書くとか書かないとか単純な話ではなく、医者の概念と歯医者の概念は違うという部分はどうか。専門分野の方はいらっしゃいませんか。

【社会長】

はい、どうぞ。

【藤本委員】

わかりやすく申し上げますと、医学部、歯学部という表現がございます。医学部の中には耳鼻科、眼科、内科などはありますが、歯科はその中に入っておりません。そういう意味で、医学部、歯学部という別の枠で捉えておりますので、当然かかりつけ医とかかりつけ歯科医は、今の医療界の中では別枠として捉えております。

【社会長】

いかがですか。今説明があったことと、部会でこの案が通っているということで、表記はこのままにしたいと思います、よろしいですか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

はい。それでは、これはこのままにします。あといかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、13ページから15ページの方向性3にかかる答申(案)につきまして、事務局から説明をお願いします。

【中村総合政策部長】

はい。それでは13ページ下段をお願いいたします。

4の方向性3「豊かな心が育ち、新たな価値が生まれるまちへ」についてでございます。ここにつきましましては、35項目のご意見をいただいております。

「(1)「基本方針」について、女性の社会参画の経緯や現状を踏まえ、男女共同参画社会の形成に関する記述を充実すること。

(2) 3-1「未来を担う人材を育成する」について

ア 若手教師の育成や、精神面を含む教師への支援に関する記述を追加すること。

イ 学校保健事業の取組みに関する記述を追加すること。

ウ こどもと、高齢者や障害者、地域住民との交流に関する記述を追加すること。」

ここは、障害者についてまた出てまいりましたが、修正させていただきたいと思えます。

「エ こどもの参画の推進に関する記述を、より適切な表現へ変更すること。

オ 就学前児童の育成に関する記述を追加すること。

カ 3-1-1「学校教育の振興」について

(ア) 地域の人を知ることに関する記述を追加すること。

(イ) いじめや不登校に関する記述を追加すること。

(ウ) インクルーシブ教育の視点を踏まえた記述を充実すること。

(エ) 千葉県らしい取組みに関する記述を追加すること。

(オ) 地域の教育力の向上に向けた、多様な世代の学校運営などへの参画や交流による「開かれた学校づくり」に関する記述を充実すること。

(カ)「地域による教育の振興」などの視点から内容を整理すること。

キ 3-1-2「こどもの参画の推進」について、「こども参画条例」の意義などに関する記述を充実すること。

(3) 3-2「生涯を通じた学びとスポーツ活動を支える」について

ア 「生涯学習」「スポーツ・レクリエーション活動」を2つの「施策の柱」へ分割、または生涯学習に関する記述を充実すること。

イ 「現状と課題」について

(ア) 生涯学習やスポーツ・レクリエーション活動の阻害要因に関する記述を、時間的・経済的な制約を踏まえた、より適切な表現へ変更すること。

(イ) スポーツ・レクリエーションの活動基盤の整備・運営状況と今後の課題に関する記述を、実態を踏まえた、より適切な表現へ変更すること。

(ウ) 地域で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しめる環境づくりに関する記述を充実すること。

- (エ) スポーツ・レクリエーション活動の指導者養成に関する記述を追加すること。
- ウ 3-2-1 「生涯学習の推進」について、「生涯学習の成果が地域社会で生きる仕組みづくり」における、行政の役割に関する記述を追加すること。
- エ 3-2-2 「スポーツ・レクリエーション活動の推進」について
 - (ア) アマチュアスポーツの振興に関する記述を追加すること。
 - (イ) プロスポーツチームと行政との連携に関する記述を充実すること。
- (4) 3-3 「文化を守り、はぐくむ」について
 - ア 「現状と課題」について、「千葉らしさ」における伝統にとらわれず新しいものを創り出す視点に基づく記述を充実すること。
 - イ 3-3-1 「文化・芸術の振興」について
 - (ア) 活動家の支援など、人材育成に関する記述を追加すること。
 - (イ) 複数の施設やイベントの連携などによる、「千葉らしさ」を強調する取組みに関する記述を追加すること。
 - (ウ) 市美術館の情報の発信に関する記述を追加すること。
- (5) 3-5 「市民の力をまちづくりの力へ」について
 - ア 基本構想の「望ましい都市の姿」との対応から、3-5の内容を「方向性6」として「まちづくりの方向性」に位置づけることに関して検討すること。
 - イ 高校生や大学生など、青少年の力の活用に関する記述を追加すること。
 - ウ 行政の果たすべき役割がより明確となるような記述を追加すること。
 - エ 「協働の拠点」について
 - (ア) 区役所よりも身近な、生活に密着したより親しみやすい小さな拠点に関する記述を追加すること。
 - (イ) 協働に関するコーディネイト・調整拠点としての区役所の役割や、情報提供、活動の支援に関する記述を充実すること。
 - オ 3-5-1 「市民参加・協働の推進」について
 - (ア) 市民の参加・協働のきっかけとなる、多様な交流の取組みに関する記述を充実すること。
 - (イ) 活動への関心が低い市民にも情報が届くような取組みに関する記述を充実すること。
 - (ウ) 活動主体の交流の場の提供など、ネットワーク化の支援に関する記述を充実すること。
 - (エ) 地域における協働を支える組織に関する記述を追加すること。
 - (オ) こどもの参画との連携に関する記述を追加すること。」

以上でございます。

【社会長】

はい。それでは、ただいまの方向性3にかかる部分につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【岩崎委員】

非常に細かいことですが、14ページの(2)ア「若手教師の育成や、精神面を含む教師への支援に関する記述を追加すること」というところの、「教師」という言葉です。行政用語として「教

師」という言葉が千葉市で定着していればこのままで結構ですが、この頃は「教員」という言葉を通常使いますので、この点をご確認いただいて、教師にするか教員にするかを考えていただければと思います。

【社会長】

はい。事務局いかがですか。

【中村総合政策部長】

はい。確認させていただいた上で検討させていただきたいと思います。

【社会長】

はい、どうぞ。

【大高委員】

14ページの3-1-1のところですが、計画原案の66ページを見てください。現在、「学校教育の振興」と、「こどもの参画の推進」という2つの項目になっていまして、答申（案）のとおり、それに就学前児童について1項目加えましょうということディスカッションしたのですが、もう一つ、14ページの（2）カ（カ）「地域による教育の振興」などの視点から内容を整理することについても、「学校教育の振興」の中では収まらないのではないかという話し合いが、確かありました。例えば、公民館や図書館といった社会教育施設、美術館などでのこどもを育むいろいろなことがあります。そういうことは「学校教育の振興」の中には収まらないと考えますが、いかがでしょうか。

【社会長】

まず、先程出ました「教師」の表記につきましては、ご提案がありました通り、千葉市の中で今一般的に使われている名称を確認して、その表記にするということで、この点については、みなさんよろしいですか。異議のある方いらっしゃいますか。

【委員一同】

（異議なし）

【社会長】

はい。それではそうさせていただきたいと思います。

それから、今提起のあった点につきましては、まず部会長さんにお伺いしましょうか。

【池谷委員】

先程お話があったように、そのようなご提案もあったのは確かでございます。ただ、広く学校教育の効果を上げていく、成果をより良いものにしていくために、周りの大人たち、それから地域の力によりそれを向上させていくという意味では、例えば公民館やそれぞれの諸施設での活動が、学校とまったく無縁ではないと解釈して、このように書かれていることで良いと私は判断いたしております。

【社会長】

はい。趣旨としては広がるものではありませんが、あえて学校教育の中に書くことによって、学校教育自体も幅の広いものにしていこうということで、どこかには記載しなければなりませんので、やはりここに書いた方が良いという判断で記載されたということですね。この点について、いかがでしょうか。

【鍋嶋委員】

部会のディスカッションの中では、やはり学校教育というところに括ってしまうと見えにくくなるのではないかと。別項目として、社会的な位置づけの中で、社会教育に関わるような施設も含めて記載をした方が良いのではないかと。未来を担う人材を育成する場というものについて、学校に止まらない、地域社会という視点での項目を別立てにした方が良いのではないかと。なると記憶していますが、いかがでしょうか。

【辻会長】

それでは、事務局はいかがですか。最終的にこのようにまとまった経緯について、改めてご説明いただきたいと思います。

【中村総合政策部長】

部会の中のご意見でも、今委員さんからお話がありました通り、学校教育の中で括ってしまうのは少し違和感があるということで、答申（案）の書き方が不足しておりますが、項目を別立てにすることも含めて整理をする、と事務局では捉えております。以上でございます。

【辻会長】

なるほど。では、そういうことがわかるように、少し記述を足していただくことで部会の趣旨と齟齬をきたさない、ということよろしいですか。

【委員一同】

（異議なし）

【辻会長】

それでは、今の説明のとおり「項目を変えるということも含めて記述を検討する」という記載にしたいと思います。

その他いかがでしょうか。

それでは、続きまして、16ページから17ページの方向性4にかかる答申（案）につきまして、事務局から説明をお願いします。

【中村総合政策部長】

はい。それでは16ページをお願いいたします。

5の方向性4「ひと・モノ・情報がつながる、生活基盤の充実したまちへ」についてでございます。方向性の4につきましては、22項目のご意見をいただいております。

「(1) 方向性4全般について、安全・安心や生活の視点から、地域コミュニティの連携強化に関する記述を追加すること。

(2) 方向性4の名称について、基本方針の内容に即して、より適切な表現を検討すること。

(3) 4-1「市民の安全・安心を守る」について

ア 「現状と課題」について、記載事項の序列の整理や、「地震」「風水害」の原因及び想定される被害に関する記述を充実すること。

イ 高齢者の孤独死への対応に関する記述を追加すること。

ウ 防災・防犯における大学生の活力導入に関する記述を追加すること。

エ こどもたちへの交通安全教育や防災教育に関する記述を追加すること。

オ 首都直下型地震を想定した帰宅困難者訓練など、帰宅困難者への対応に関する記述を追加すること。

- カ 4-1-1 「防災体制の充実」及び4-1-2 「防災対策の推進」の記載順を再考すること。
- キ 4-1-2 「防災対策の推進」について、浸水対策や地震対策に関する記述を充実すること。
- ク 4-1-4 「交通安全の推進」について、歩道整備や自転車走行環境の整備に関する記述を充実すること。
- ケ 4-1-5 「防犯対策の推進」について、プライバシーに配慮した防犯カメラの設置支援に関する記述を充実すること。
- (4) 4-2 「快適な暮らしの基盤をつくる」について
 - ア 「現状と課題」について
 - (ア) 集約型都市構造への転換と大規模団地の再生との関係に関する記述を追加すること。
 - (イ) 住宅・住環境について、都市政策と福祉政策の一体的な推進に関する記述を充実すること。
 - (ウ) 所期の役割を終えた公共施設等について、廃止を含めた検討を行う旨の記述を追加すること。
 - イ 4-2-1 「市街地の整備」及び4-2-2 「計画的な土地利用の推進」について、市民主体の計画的なまちづくりの取り組み方などに関する記述を充実すること。
 - ウ 4-2-4 「住宅・住環境の充実」について、低炭素型都市づくりに向けた様々な再生可能エネルギーの導入支援、若しくは検討に関する記述を追加すること。
- (5) 4-3 「ひと・モノ・情報がつながる基盤をつくる」について
 - ア 「現状と課題」について、地域交通に関する地域・事業者・行政の連携に関する記述を充実すること。
 - イ 様々な交通手段を包含した総合的なネットワークに関する記述を充実すること。
 - ウ 4-3-2 「道路ネットワークの形成」について、近隣市や国・県との連携など、交通の整流化に関する記述を充実すること。
 - エ 4-3-4 「ICTを活かした利便性の向上」について
 - (ア) 「情報ネットワーク社会の推進」など、ICTの革新性や意義をより広く、積極的に捉えたタイトルに変更すること。
 - (イ) 福祉・介護分野におけるICTの活用に関する記述を追加すること。
 - (ウ) 利便性の向上における市民や市内ICT企業との連携に関する記述を追加すること。」

以上でございます。

【社会長】

はい。それでは、ただいまの方向性4につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【鍋嶋委員】

基本計画（原案）88ページに記載されている、ICTを活かした利便性の向上のところについての、答申（案）17ページの（5）エの（イ）と（ウ）です。ICTの活用は、個人的には時代の必然だと思いますが、例えば（ウ）の「市内ICT企業との連携に関する記述」というこ

とになると、ICTに関連する企業がそれほど多くないだろうと思うので、ここまで具体的に書き込む必要性について、部会の中でどのくらい意見交換がされて、こういう形で記述を充実させるということになったのか、おうかがいできればと思います。全体的なお話をさせていただいた時には、ICTを活用できない層に対しての働きかけを少し書き込んだ方が良いのではないかとということも出されていたように記憶しているので、教えていただければと思います。

【社会長】

はい。それではまずこの点について、部会長さん、いかがでしょうか。

【轟委員】

議論がどのくらいあったかということですが、ここはそれほどディスカッションしたわけではないと記憶しております。ただ、今、ICT企業が市内に特定されるのではないかというお話だと思いますが、私の認識では、それほど特定されるものではなく、かなりのものがありますし、この分野はベンチャー的なものもたくさんあり、地域の中での企業の育成も含めて、ぜひ地域で持っている力を活用して、利便性の向上に活かさないかというご意見だったと記憶しております。ここは、地域を活性化するという、次の方向性5とも絡みますが、そういう意味からもここに追加したらどうかというご意見だったと記憶しています。

【社会長】

はい、どうぞ。

【金谷委員】

この意見は私が出させていただきました。今お話の通り、ここはそれほど議論のあったところではないのですが、少し趣旨をお話しますと、このICTの活用の利便性を向上するためには、使う方の立場、市民ですね、その意見をしっかりと汲みあげることと、それからツールについてよく知っているICT企業から、もっとこうしたら良いのではないかという提案をどんどん出していくことが必要だと考えまして、こういうことを挙げております。市内のICT企業はそんなにないのではないかと今お話がありましたが、ずいぶんたくさんあります。ベンチャー的なところ中小などもたくさんありまして、もっと市として活用していくことは非常に大事な話だとも思っております。特に、ここは私の発想だけではなく、佐賀県などで相当行われていまして、非常に大きな効果を上げている状況もありまして、こういう表現をさせていただきました。以上です。

【社会長】

趣旨はその通りですが、例えば、表記のしかたとして現段階で「市内ICT企業」となっていますが、「関連民間企業」ぐらいの記述にして支障がないかということですね。ICTというと、この言葉を使うのは、省庁で言うと総務省、旧郵政系が使う言葉ですので、経産省は必ずしもこの言葉を使わないこともあります。趣旨はまさに書いてある通りで、市内に限定するどうか。市の基本計画なので基本的には市内ですが、1つの案としては、この趣旨を生かしたまま、表現は「関連民間企業」という表現に変更するというのが1つアイデアとしてあり得ると思います。異論がなければ、そうした方が少し穏やかかと思いますが、いかがでしょうか。

【大澤委員】

会長のおっしゃる通り、別に市内に限定する必要はないし、もっと言えば、企業ではなくて、大学なども含めて、「企業・学術研究機関」という言葉を入れても良いかと個人的には思いました。

【社会長】

なるほど。それではこここのところは、「関連民間企業・民間団体」くらいにして、その連携に関する記載を追加するという事で、よろしいですか。異論ありますか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

なければ、関連民間企業ということと、企業の他、いわゆる民間団体も入る記述に変更させていただきたいと思います。その他いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、続きまして、17ページから19ページの方向性5にかかる答申(案)につきまして、事務局から説明をお願いします。

【中村総合政策部長】

はい。それでは17ページの下の方です。

6の方向性5「ひとが集い働く、魅力と活力にあふれるまちへ」についてでございます。ご意見の数は、26項目いただいております。

「(1) 5-1「都市の魅力を高める」について

ア 5-1-1「3都心などの魅力向上」について

(ア) 観光港としての機能充実など、中央港地区における海を活かしたまちづくりに関する記述を充実すること。

(イ) ICT企業・ベンチャー企業の集積や、イベント・企業・観光の連携の強化、交通利便性の向上など、幕張新都心の魅力向上に関する記述を充実すること。

(ウ) 都心間の役割分担や都心・生活機能拠点・住宅地・田園部分を含めた連携に関する記述を充実すること。

(エ)「目指すべき都市の構造」の内容との整合性を踏まえ、記述を充実すること。

イ 5-1-2「都市の国際性の向上」について

(ア) 3-4-1「国際化の推進」と連動した、市内に住む外国人の関わり方を含む記述を充実すること。

(イ) 幕張新都心のコンベンション機能の活用や成田国際空港とのアクセスなどに関する記述を追加すること。

ウ 5-1-3「都市イメージの向上」について、花のあふれるまちづくりに関する記述を追加すること。

エ 5-1-4「観光の振興」について

(ア) 観光に関する個別部門計画の見直しに関する記述を追加すること。

(イ) 交流人口の増加に伴う地域経済の活性化に関する記述を追加すること。

(ウ) 中国・韓国など海外からの観光客の受入体制の充実に関する記述を追加すること。

(2) 5-2「地域経済を活性化する」について

ア「現状と課題」について、商店街の売り上げ減少などの原因に関する記述を追加すること。

イ 企業誘致に関する記述を充実すること。

ウ 観光振興による地域経済の活性化に関する記述を追加すること。

- エ 市民の活力と未来を託せる産業・新事業の創出に関する記述を充実すること。
- オ 産業の振興・新事業の創出について、市民参加・協働の推進に関する記述を追加すること。
- カ 5-2-1 「産業の振興」について、貿易振興の関係機構との連携に関する記述を追加すること。
- キ 5-2-2 「新事業の創出」について
- (ア) 産業立地に関して、具体的かつ実効性のある記述を充実すること。
 - (イ) 従来型産業の海外移転を踏まえた、新産業への転換に対する強い意志表示となるような記述を追加すること。
 - (ウ) 産学官連携などにおける主体として、大学を明記すること。
- ク 5-2-3 「商業・サービス産業の振興」に関する記述を具体化・充実すること。
- ケ 5-2-5 「勤労者の支援と雇用の創出」について
- (ア) 市の財政に大きくかかわる雇用の確保について、記述を充実すること。
 - (イ) 積極的な就労支援に関する記述を追加すること。
- (3) 5-3 「都市農林業を振興する」について
- ア トップレベルの農業県の中で重要な位置を占め、都市資源と農業資源のバランスが取れている千葉市の特性を踏まえた「施策」を追加すること。
 - イ 市民の活力を活かした多様な農業の実現に関する記述を追加すること。
 - ウ 耕作放棄地への対応や、地産地消の推進、農業経営体の法人化の支援や市民農園・観光農園の普及のための規制緩和など、取組みの実現可能性を高めるような記述を追加すること。
 - エ 農商工連携に関する記述を追加すること。

以上でございます。

【社会長】

はい。それでは、ただいまの部分につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。はい、どうぞ。

【小河原委員】

私もこの部会には所属していたんですが、11ページの方向性2の下の方の「千産千消」と、19ページの「地産地消」のどちらを使うか、一般的な文章なのか、千葉県の記事なのか、これをどちらかに整理した方がよろしいということです。

【社会長】

はい。それは事務局いかがですか。はい、お願いします。

【原政策企画課長】

確かに、千葉の「千」と地域の「地」を使い分けていますが、これはそれぞれの部会で意見をいただいた委員さんの思い入れがあり、事務局といたしましては、そのまま使わせていただいた形になっております。一般的には、確かに地方の「地」の「地産地消」ですが、千葉県や千葉市などでは千葉の「千」を使って、それを置き換えた書き振りをしている場合もありますので、統一した方が良いかどうかご議論いただければと思います。

【社会長】

標準的には、19ページのものですが、字を当てはめると、「千産千消」でこれはこれで良い記述になっています。まずこの答申（案）の中ではどちらかの記述に統一した方が良いと思いますが、部会長さん、いかがですか。

【西山委員】

部会の副部会長をさせていただいたのですが、19ページの意見を出した者として発言させていただきます。地域の「地」の方が一般的に全国で使われている言葉で、11ページのところは、括弧付きで「千産千消」という言葉で県のキャンペーンには使われている言葉ですので、括弧付きでされているのだと思います。私としましては、一般的な「地産地消」の方が良いです。県で使われなくなったら使われなくなる言葉なので、普遍性を考えると、地域の「地」の方がよろしいのではないかと思います。私はこちらを使わせていただきました。第2部会ではどのように議論したかお聞きしたいと思います。

【社会長】

千葉市の中では、農業サイドはこちらの言葉を使って、例えば学校サイドなどでは、千葉県の方を使うなど、今どういう使い方をされていますか。

【渡部経済農政局長】

経済農政局でございます。確かに取組みとしては、千葉の「千」を使う表現、千葉県もこのような形になっておりますし、千葉市の農政の取組みとしても、千葉市の「千」を使っております。ただ、一般的な用語としては、やはり千葉の「千」でなく、地元産という意味の「地産」という用語の使い方になっています。正直申しあげまして、厳密に使いわけができていないかと言うと、所管ではございますけれども、厳密に整理できていない部分はございます。以上です。

【社会長】

どちらにしてもそれほど重大な問題ではないですが。表記の中で割と一般的な記載をするか、少しでも千葉らしさを出した記載をするかということで、言わんとするところは同じですので、はい、どうぞ。

【池谷委員】

すみません。部会長として、少しさきほどから心外な部分があります。部会で最終的に議事録に関して、最終的な確認は部会長と副部会長でよろしいということ、みなさんの同意を得て、その部会から、ここに書いたことに対して、この場でご意見が出るというのは実は心外でしたので、そのことを先に申し上げさせていただきます。

今度は第2部会の部会長として、第2部会を愛する者として、「千産千消」の、この千葉の「千」は、この部会の中でも千葉らしさということ、ずいぶんみなさんから良いご意見を出していただいたことを思いますと、例えば、地面の「地」の「地産地消」と統一されるにしても、例えば括弧をつけて、このかぎ括弧の千葉の「千」の「千産千消」という言葉を、ここに残しておいていただければありがたいという想いです。以上でございます。

【社会長】

はい。それでは、表記としては、千葉県「千」の方を残しますが、時間が経つと何かわからなくなるかもしれないので、括弧か何かで、これがいわゆる全国版でいうところの「地産地消」であるということがわかるようにし、一方であまりくどくならないように表記をしていただく

いうことで、よろしいですか。その部分については、19ページの部分と11ページの部分いずれも表記は統一するというのでよろしいでしょうか。ご異議のある方いらっしゃいますか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

はい。それでは、そうさせていただきます。あといかがでしょうか。

【大澤委員】

細かいことかもしれませんが、18ページのエ(ウ)に、「中国・韓国など海外からの観光客の受入体制」とありますが、ここであえて、この2つの国を特別に挙げなくても良い、より幅広く考えて、「アジア諸国」くらいに置き換えても良いかと個人的には思いました。

【社会長】

はい。この点については、どうでしょう。事務局いかがですか。

【原政策企画課長】

部会の中で、今目指すべき、主にターゲットとすべきは、中国と韓国の方をどう受け入れていくかであり、英語圏の方を受け入れるというのは今までもありましたし、例えば案内板の表記もそちらには対応しておりますが、こちらの方が弱いので、特出した上で、「～など海外からの」という形にした方がよろしいという意見が込められている文章になっております。

【社会長】

提案としては、今の修正のご意見も東アジアは念頭に置かれているので、東アジアの中で中国と韓国を明記してこの記述とするか、「東アジアをはじめとする海外」というくらいで、東アジア全体で括るかですね。

【花澤委員】

この意見を出させていただいた私の趣旨ですが、この2つの国を入れたのは、「中国・韓国など近年急増している海外からの観光客における」という意味合いです。ターゲットとしてやはり明確にした方が良いので、例えば何かの表記をするにも具体性が出てくる、という意味で載せております。

【社会長】

それでは、事務局に事実ベースでおうかがいしますが、千葉市の外国人観光客の入込客数で言うと、急増している国籍は中国、韓国ということで間違いありませんか。いかがですか。

【渡部経済農政局長】

厳密な数値データは持ち合わせておりませんが、確かに幕張のホテルあるいは千葉市の中心部にあるホテルの宿泊客などを見ますと、特に中国あるいは台湾などの方々が増えているということは承知しております。

【社会長】

結局、中国、韓国その他、地域では今出ましたが、台湾から重点的に来たり、都市によって東アジアも国が違ったりします。ただし、今回の趣旨を生かすとすると、(ウ)の前に「近年急増している」という修飾語を加えるということです。それから、改めてここ近年の千葉市の状況について統計を確認していただきまして、中国、韓国が上位であれば、記述はこのままにする。しかし、その動向がはっきりしなければ、「近年急増している東アジアをはじめとする海外からの観光客の

受け入れ」という記述にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。ご異議ありますか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

それでは、そうさせていただきたいと思います。あといかがでしょうか。ご意見ありますか。無いようでしたら、続きまして、19ページから23ページの区基本計画にかかる答申(案)につきまして、事務局から説明をお願いします。

【中村総合政策部長】

はい。それでは19ページ、区基本計画(原案)についての答申(案)でございます。項目数としましては45項目いただいています。

「1 区基本計画全体について

- (1) 市基本計画と区基本計画の関係や位置付けなどについて、区基本計画の冒頭にわかりやすく記述すること。
- (2) 各区の特徴が、市全体の中での役割分担として位置付けられるよう、記述を充実すること。
- (3) 市民主体のまちづくりについて、市民の力をいかにまちづくりに活かしていくか、各区の取り組み姿勢が明確となるよう、記述を充実すること。
- (4) 計画の内容がいつ達成されるかなど、可能な範囲において、記述を追加すること。
- (5) 「区の概況」及び「現状と課題」について、可能な範囲において、直近データの活用などによるわかりやすさの工夫など、記述を充実すること。
- (6) 「施策の展開」について、施策にどう取り組んでいくかなど、可能な範囲において、記述の具体性を高めること。
- (7) 「施策の展開」などにおいて、下記の記述を追加すること。
 - ア ごみ減量の取り組みの推進に関すること。
 - イ 学校でのいじめへの取り組みに関すること。
 - ウ 施設介護サービスに関すること。
 - エ 地域の福祉の担い手として、社会福祉協議会の役割に関すること。
 - オ 地域との関わりの少ない市民に対する地域コミュニティへの参加機会の提供に関すること。
 - カ 大学・高校等と連携した、若者を中心とする防犯・防災のボランティアグループ創設に関すること。」

2 中央区基本計画について

(1) 「現状と課題」について

- ア 「1 魅力ある資源」について、中心市街地活性化に関する記述において、現状と課題の因果関係を明確化すること。
- イ 「2 少子超高齢化」について、人口増加に伴う問題に関する具体的記述を追加すること。
- ウ 「4 暮らしの環境・コミュニティ」について、防犯以外の観点からの記述を追加すること。

- エ 「5 観光・文化・スポーツ」について、民間施設の有効利用に関する記述を追加すること。
- (2) 「施策の展開」について
 - ア 3 「千葉の顔としての魅力ある中央区をつくる」及び4 「活力と賑わいに満ちた中央区をつくる」について、県・市を代表する区としての視点から、記述を充実すること。
 - イ 3－(3) 「スポーツによる魅力づくり」について、イベント誘致等、蘇我球技場（フクダ電子アリーナ）の多様な活用方策に関する記述を追加すること。
 - ウ 4－(3) 「海辺を活かした賑わいの場づくり」について、ウォーターフロントの有効活用に関する具体的方策を追加すること。」
- 3 花見川区基本計画について
 - (1) 「現状と課題」について
 - ア 3 「自然環境・文化～魅力ある地域資源の活用」について、スポーツに関する記述を追加すること。
 - イ 7 「産業～地域のにぎわいづくり」について、遊休農地の新たな活用方法に関する例示（クライン・ガルテン）を再考すること。
 - (2) 「施策の展開」について
 - ア 1－(1) 「恵まれた自然環境の整備・保全」について、生物多様性や水辺の緑・魅力の視点から、花見川の整備・保全に関する記述を充実すること。
 - イ 2－(2) 「高齢者の心豊かな暮らしづくり」について、高齢者に必要な商業機能の大規模団地における確保など、具体的方策を追加すること。
 - ウ 3－(3) 「暮らしに密着した公共交通網の充実」について、需要の少ない地域交通にかかる区の実施姿勢が明確となるよう、記述を追加すること。
 - エ 4 「心と心のつながりで花ひらくまち」について
 - (ア) 社会教育施設などの活用に関する記述を追加すること。
 - (イ) スポーツ・レクリエーションを通じたコミュニティづくりに関する記述を追加すること。」
- 4 稲毛区基本計画について

「施策の展開」5 「伝統・文化などの地域資源を大事にし 人・地域・学校が活発に交流するとともに輝くまちづくり<文化・教育>」について、スポーツに関する記述を追加すること。
- 5 若葉区基本計画について
 - (1) 「施策の展開」について
 - ア 1－(1) 「多様な主体の連携強化」について
 - (ア) 「まちづくりに対する意識の向上」について、公共活動に取り組みやすい環境づくりに関する具体的例示を追加すること。
 - (イ) 「多様な世代の参画」について、区の実施に関する具体的例示を追加すること。
 - イ 2－(3) 「健康に暮らせる環境づくり」について、スポーツ・レクリエーションを通じた健康づくりに関する記述を追加すること。
 - ウ 3－(3) 「地域経済の活性化」について、大学との連携などに関する具体的例示を追加すること。

エ 4 「愛着と誇りを持てるまちづくり」について

(ア) 豊かな自然環境などの維持に関する具体的方策を追加すること。

(イ) (2) 「地域資源の魅力向上と活用」について、動物公園等の観光資源の情報発信に関する具体的方策を追加すること。

(ウ) (3) 「農業・農村を地域資源として活用」について、地域と農作物生産者との交流の活性化などに関する具体的方策を追加すること。

6 緑区基本計画について

(1) 「現状と課題」 1 「地域コミュニティの充実・再生」について、スポーツ・レクリエーションを通じたコミュニティづくりに関する記述を追加すること。

(2) 「施策の展開」について

ア 地域と農作物生産者との交流の活性化などに関する具体的方策を追加すること。

イ 2 「緑を活かしたまちづくり」について、地域の自然や公園などの活用や魅力の発信に関する記述の具体性を高めること。

ウ 5 「地域の特性を活かしたまちづくり」について、古市場スポーツ施設等を活用したスポーツ振興に関する記述を追加すること。

7 美浜区基本計画について

(1) 「施策の展開」について

ア 1 「海辺を活かしたにぎわいのあるまちづくり」について

(ア) 区民以外の訪問者の視点にも配慮した記述を追加すること。

(イ) 海辺を活用した観光に関する具体的方策を追加すること。

イ 4- (4) 「多様な人材の育成」について、地域活動の担い手として、子どもや高齢者以外の世代の視点に配慮した記述を追加すること。

ウ 「美浜区の個性を高める2つの取組み」(2) 「幕張新都心の魅力の向上と活用」について

(ア) 地元と企業との相互理解や支えあいの視点からの記述を追加すること。

(イ) 幕張メッセで開催されるイベントについて、人々の交流や賑わいに活かしていく観点から、記述を追加すること。

8 中央区及び美浜区基本計画について

「施策の展開」について、地震時の地盤沈下や津波に配慮した防災の取組みに関する記述を追加すること。

9 稲毛区、若葉区及び緑区基本計画について

「施策の展開」について、里山など、自然環境の活用に関する記述の具体性を高めること。」

以上でございます。

【社会長】

はい。それでは、区基本計画にかかる答申（案）につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いします。いかがでしょうか。

【花澤委員】

20ページの2、中央区基本計画の(1)イです。「2 少子超高齢化」について、人口増加に伴う問題と書いてありますが、ミスプリでしょうか。それともこの通りなのでしょう。

【社会長】

はい。ここは事務局いかがですか。

【中村総合政策部長】

ここは少し言葉足らずで申し訳ないのですが、市全体としては平成27年をピークとして減少に転じる中にありまして、中央区だけはしばらく微増していくという状況であり、他の区との状況の違いをふまえた取組みを書くべきだという意味合いで、こういうご意見が出たと理解しております。

【花澤委員】

そうすると、この「人口増加に伴う問題」というのは、どのような問題なのですか。

【社会長】

はい、お願いします。

【中村総合政策部長】

具体的には、学校、保育所などの施設の不足等が懸念されることから、そういうことを幅広にふまえて、「人口増」という言葉が印象としては少し強過ぎるのかもしれませんが、そういう状況が今後も想定されるので、それに対する対応という意味合いだと思っております。

【花澤委員】

この基本計画の根本のところは、企業に進出してもらう、あるいは千葉市に住んでもらう人を増やす、そういった魅力あるまちづくりと認識しておりますが、この表記のしかたによっては、それと相反する記述がここに生まれてきてしまう危険性が少しあると感じています。

【社会長】

はい。この部分につきまして、他区との違いの状況についてです。中央区の現状において、学校施設の不足ないし待機児童の状況は、他区に比べて厳しい状況になっていますか。それともまだそこまでには至っていないですか。

【原政策企画課長】

今会長のおっしゃったように、確かにマンションなどが多く建ち、部分的に人口が増えているので、その周辺の保育所についての問題や、学校の児童、生徒数の増加などの問題が今生じております。そこで、中央区の区計画原案でも、「一方、人口の増加にともない、居住環境や学校などの公共施設の適正配置、地域コミュニティづくり等の問題が生じており」と書いておりますが、もう少し具体的に書いてくださいということで、こういったご意見が出たという背景がございます。

【社会長】

わかりました。その趣旨についてももう少し説明した方がいいと思います。人口増加でも書くことはだいぶ違いますので、イのところの人口増加に伴う問題を、今出てきた問題について明記して、人口増加の程度について他区とも比較しながら、わかるぐらいの記述を若干付加して、基本的にこのままの記述として若干修正することにしたいと思いますが、よろしいですか。ご異議ある方いらっしゃいますか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

はい。それではそうさせていただきたいと思います。あといかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、今度は前に戻ります。これが前文になりますが、全体のまとめのような位置づけになりますので、最後に議論させていただきます。5ページの前文につきまして、事務局からお願いいたします。

【中村総合政策部長】

それでは会議資料の5ページをご覧くださいと思います。前文でございます。読み上げさせていただきます。

「平成22年8月25日に当審議会に諮問された「千葉市新基本計画（原案）」は、市政運営の基本理念とまちづくりの基本的な目標を掲げる「千葉市基本構想」のもと、少子超高齢化の進展や人口減少社会の到来をはじめ、様々な社会経済情勢の急速な変化に対応するため、現基本計画である「ちば・ビジョン21」に替わる、新たな基本計画として策定されるものであります。

新基本計画の策定にあたっては、議会をはじめ、市民、団体、企業、大学などと行政が、ともに共有できる計画づくりに努められ、タウンミーティング、シンポジウム、有識者・企業・団体インタビューなどにより、広く意見を求められたほか、無作為抽出と公募の市民による市民ワークショップにおいて、計画策定への提言をまとめられたことや、区民などによる区民検討会において、区基本計画素案を作成されたこれまでの取組みは、当審議会としても大変評価する点であります。

当審議会は、短期間に深度ある計画原案の審議を進めるため、市基本計画のうち、計画の前提や枠組み、まちづくりの基本方針について審議する「総論部会」、分野別計画の自然、環境、都市基盤、経済などの分野について審議する「第1部会」、保健福祉、子育て、教育などの分野について審議する「第2部会」、また、区基本計画について審議する「区計画部会」の4部会を設置し、全体審議と各部会審議を合わせ、延べ12回にわたる会議を開催し、議論を重ねて参りました。

また、計画原案に反映された市民をはじめとする多方面からの意見・提言の趣旨を尊重しながら、各委員の専門的見地や市民視点による意見に基づき、「千葉市新基本計画（原案）」についての答申をとりまとめました。

計画原案で示された市が目指すまちづくりの大きな方向性は、その妥当性を認めるものでありますが、全体を通して記述のわかりやすさ・具体性の向上、大都市における住民自治・コミュニティのあり方、集約型都市構造のあり方、地域経済の活性化に関する取組み、財政状況を踏まえた施策の展開などについて、多数・多様な意見が出されたところであり、慎重かつ精力的な審議により、できる限り審議会の意見としてとりまとめたものであります。なお、当審議会における議論で意見集約に至らなかった意見についても、両論併記としておりますことを申し添えます。

市におかれましては、以下の意見・要望について十分検討・精査され、原案の修正にあたり反映されるよう要望いたします。」

以上でございます。

【社会長】

はい。それでは、この答申（案）前文につきまして、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。

【岩崎委員】

2点ございます。1点は、一番最初に議論になりました、「その他の意見」をどのように一般の方に理解していただけるように表記するかということですが、下から4行目の両論併記のところに、例えば「その他の意見として」と入れるとわかりやすいのではないかとことです。

2点目は、この全体の文の構成を考えますと、まず1段落目は、千葉市基本計画（原案）の性質を述べたものであって、第2段落は新基本計画（原案）の策定経緯、3段落目は本審議会の検討方法で、4段落目以降は答申の内容になっております。少し違和感があったのは、この審議会に対しての諮問内容が書かれていないということではないかと推察しています。最初にこの審議会に諮問された内容、これは1行目に「諮問された千葉市新基本計画（原案）」と書かれていますが、この主語は新基本計画（原案）の内容を書く主語であって、われわれに対して諮問されたのは、千葉市新基本計画（原案）の作成なのか少し不明です。私たちは内容の検討を諮問されたわけであり、そこを明示しておかないと全体の構造がわからないのではないかと思います。同じように、真ん中辺りに「答申をとりまとめました」という文面がありますが、これも原案についての答申ということになっており、原案を作成するという答申をまとめたわけではないので、この辺も明確に明示していただき、最初に諮問内容、最後に答申というものをこのようにまとめた、という結びにさせていただくとわかりやすいのではないかと思います。それに合わせますと、3ページも文面として、「千葉市新基本計画（原案）について」と言うよりは、原案の何についてわれわれは審議したかというところを、一言添えていただくと、より明確になるという印象を受けました。以上です。

【社会長】

はい。まず最初にご指摘いただきました、[その他の意見]の両論併記のところについては、最初の議論の経緯もありますし、ここに書くのがわかりやすいと思いますので、[その他の意見]の表記との関係で、単に両論併記で書くのではなくて、ここでわかりやすく示すことはよろしいでしょうか。

【委員一同】

（異議なし）

【社会長】

はい。ではそうさせていただきます。

もう1つは、この文章の案の構成と、それから一部表記のしかたに関する点ですが、この点については、事務局はいかがでしょうか。

【中村総合政策部長】

はい、ありがとうございます。いただいたご意見の通りだと思いますので、まずはどういったものが審議会に諮問され、どういった形で何に対して答申をしたのかというものを、前文の中でより明確になるように工夫をしたいと思います。ありがとうございます。

【社会長】

はい。少し大きい修正になりますので、イメージ通りの修正になるかどうか、やや自信がないところもありますが、趣旨は理解したと思いますので、それに即して考えていきたいと思います。割と経緯、経過の部分が多く、答申（案）の中身について比較的あっさり紹介されているので、少し全体のボリュームの調整が必要です。今回のこの意見のとりまとめについては、全体で総括

するのがやや難しいということもありますので、こういう記述になったかもしれませんが、もう少し全体のコメントの方向をはっきりと、この答申（案）としての性格が出るような工夫をさせていただきたいと思います。

その他いかがでしょうか。はい、お願いします。

【轟委員】

少し細かい点ですが、下から8行目「大都市における住民自治・コミュニティのあり方」とあって、この「大都市」というのは何を意味しているのかというのを確認させていただきたいです。千葉市はもう大都市だということなので言っているのであれば良いのですが、都心という意味で言われているのであれば、それは少し違うと思ひまして、それを確認させてください。

【社会長】

事務局いかがですか。

【中村総合政策部長】

これは千葉市について記述をしております。いわゆる大都市としての千葉市という意味合いでここは書かせていただいております。

【轟委員】

そういう認識であれば結構です。

【社会長】

その他いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

前文としましては、もちろん評価すべきことは評価して、全体としての方向性が出たということを書いておりますが、同時に、特に私が担当したのは、最初のころの総論部会ということがありまして、その印象も引きずっているかもしれませんが、総論としてはこれで良いけれども、より具体的に今後どうなるのかということについては、種々議論があります。出発点の認識としては良いのかもしれませんが、この先どうなるかということに関してはいろいろ意見があり、今後についてはみなさん非常に強い関心を持っているので、その部分についても少し後段の部分に触れているという中身にしております。

それでは、ただいまご指摘いただいた部分を除きましては、大体この前文でご了承を得たということで、よろしいでしょうか。

【委員一同】

（異議なし）

【社会長】

全体の部分について、文案の一部はやはり順番を変えると同時に修正をすることになると思いますが、この部分については、趣旨としては今と同じくして、より表現を明確化していくということだと思います。修正につきましては、場合によっては、個別意見を申しあげた方に改めて確認する場合もありますが、私と副会長にご一任いただき修正をして、その結果を市長に答申する手筈で臨みたいと思いますが、よろしいでしょうか。

【委員一同】

（異議なし）

【社会長】

はい、ありがとうございます。それでは、ご了承をいただいたので、今の通りで進めさせてい

ただきたいと思います。答申は改めて修正が成った時点で、審議会の委員のみなさまにお示しさせていただきます。これで、今日のメインの議題1は終了です。

(2) その他

【社会長】

その他、議題の2についてです。答申の日程についてですが、答申につきましては、2月14日、月曜日の午前9時半から市役所の市長応接室におきまして、私と御園副会長で市長へ直接提出させていただきたいと思いますので、ご了承をお願いいたします。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

この他、みなさんの方から何かございますでしょうか。事務局からいかがですか。

【原政策企画課長】

ご審議ありがとうございました。今日の議事録の取り扱いでございますけれども、この後、録音したものを事務局が起こしまして、これも会長、副会長にご確認いただきまして決定とさせていただきますいと存じますが、よろしいでしょうか。

【社会長】

よろしいですか。

【委員一同】

(異議なし)

【社会長】

はい。それでは、そうさせていただきます。

それでは、今回が最後の審議会となりますので、私と御園副会長から簡単に挨拶をさせていただければと思います。それでは、御園副会長、よろしく申し上げます。

【御園副会長】

委員のみなさまにおかれましては、活発なご議論をいただきましてありがとうございました。思い起こすと、この審議会が、あの暑かった8月の末から始まりまして、この寒い寒い今に終わるという中で、本当にお忙しい中お出でいただきまして、ありがとうございました。2012年度から10年間の千葉市の行政運営の指針となる千葉市新基本計画（原案）を熊谷市長より審議会に諮問を受けて、4つの部会において委員のみなさまにご議論をいただきました。そして、この新基本計画の原案では、「未来をつくる人材が育つまち」、「みんなの力で支えあうまち」、「訪れてみたい・住んでみたいまち」、これらが重点的に実現すべきまちの個性と挙げたのが特徴であったと思います。そのような中でいろいろなご議論をいただきました。私は、区計画部会の部会長をさせていただきました。各区の個性や特性、抱える課題、諸問題などを前提に、どう今後取り組んでいくのかという視点からご審議をいただきました。区長さんが地元でしっかりと区民のみなさんの意見を吸い上げておられて、それらの意見がしっかりと反映されていたと私は思っております。そして、この部会等を通しまして、委員のみなさまから頂戴しました意見等を、本当に事務局のみなさまがご丁寧に整理をされて、吸い上げていただけたと私は思っており、感謝申し上げたいと思います。そして、社会長さまには、大変ご尽力いただきました。ありがとうございました。

ました。そのような中で、委員のみなさま方のお支えとご意見、このことによって、この今日に至ったというように思っております。改めて、私はお隣に座らせていただいただけで何もできませんでしたが、本当にありがとうございました。

【委員一同】

(拍手)

【社会長】

最後に私からも一言。みなさま、副会長さんをはじめ、非常に熱心にご参加していただき、ありがとうございました。特に市の総合計画は、全体計画ということで、どうしても参加者が増えて、しかも個々が自分たちの思っている個別課題を議論し出すとなかなか切りがない。したがって、今回参加して、うまくみなさまのご協力によりまして、今日の最後の審議も時間内に、しかしどうしても触れなければならないことを中心に、良い議論ができたなと思っておりますが、これで千葉市の課題が解決したのではなくて、ちょうど課題の解決に向けたスタートを、非常に良く切ることができたのではないかと考えております。これからいろいろ課題があります。みなさんには、それぞれの分野でさらにご活躍いただき、市政に、それから日本全体のためにもより良くなるように、ぜひご活躍いただけたらと考えております。審議会にご協力いただきまして、ありがとうございました。

【委員一同】

(拍手)

【社会長】

それでは、最後に事務局から何かありますか。

【原政策企画課長】

はい、ありがとうございました。本日で当審議会も全日程が終了いたしますので、ここで市を代表いたしまして、藤代副市長より御礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと思っております。

【藤代副市長】

はい、副市長の藤代でございます。委員のみなさま方に御礼を申し上げたいと思っております。

昨年8月に本審議会へ千葉市新基本計画の原案につきまして、諮問をさせていただきましたから、半年近くが経過しようとしておりますが、委員のみなさま方にはご多忙な中、延べ12回もの会議におきまして、活発なご議論をいただき、答申(案)をおまとめいただきましたこと誠にありがたく、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございます。

この新基本計画は、人口減少や少子超高齢化など、今日の社会構造が大きな転換期に直面する中で、本市の10年後、20年後の将来を見据えた新たな市政運営の方向性を示すものであり、市民や企業、団体、大学などさまざまな方々の参加を得て、多くのご意見等をいただきながら原案を作成してまいりました。本審議会におきましては、専門的見地や市民視点から、精力的なご審議をいただき、毎月14日に市長に答申をいただけたとのこと、社会長さんをはじめ、委員みなさま方のご労苦に対しまして、深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。今後はこの答申の内容はもとより、答申に至るまでの委員みなさま方からいただきました貴重なご意見、ご提言につきましても、その趣旨を十分ふまえ、できる限り計画案に盛り込み、この計画を真のみんなが共有する計画として策定してまいり所存でございます。

結びになりましたが、委員のみなさま方には慎重なるご審議をいただきましたこと、改めまし

て感謝申し上げますとともに、今後とも市政運営に対しまして、一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます、私の御礼のご挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

【委員一同】

(拍手)

3 閉会

【社会長】

はい。ありがとうございました。繰り返しになりますが、委員のみなさまにおかれましては、ご多忙の中にも関わらず、本審議会の運営に多大なご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。長時間にわたり、ありがとうございました。

以上